

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和4年7月1日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日 (指定の有効期限)
				名称	所在地	
400	吉野水道工事店	千葉県茂原市茂原568番地	吉野 斉	吉野水道工事店	千葉県茂原市茂原568番地	令和4年6月20日 (令和9年6月19日)